

# 石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

平成 20 年

石川県県民文化局  
県民交流課統計情報室

# 目 次

毎月勤労統計調査地方調査の説明	1
調査結果の概要	8
<b>統 計 表</b>	
1 指数	
1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	12
2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	13
3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	14
4表 産業別雇用指数	15
2 給与・賞与	
5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	16
6表 産業別きまって支給する給与	24
7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	26
3 出勤日数・実労働時間数	
8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	27
4 労働者数	
9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	39
10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	41
11表 産業別入職率・離職率	43
5 その他	
12表 産業別、規模別、就業形態別(一般・パート)の1人平均月間現金給与額・ 出勤日数・実労働時間数	45
<b>付・毎月勤労統計調査特別調査結果</b>	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	49
2 調査結果の概要	50
1表 産業別、性別、規模別きまって支給する現金給与額	51
2表 産業別、性別特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・ 常用労働者数	51
3 毎月勤労統計調査の沿革	52
4 調査票(第1種、第2種、特別調査)	53

# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## 第1 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約600の事業所について調査を行っている。

### 3 調査期間

調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)としている。

### 4 調査の方法

区分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業規模	常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	常用労働者を常時5人以上29人以下雇用する事業所
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送又はオンラインにより提出する方式により行っている。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成する方式又はオンラインにより提出する方式で行っている。
抽出方法	総務省統計局が行う事業所・企業統計調査の結果に基づいて作成した事業所全数名簿から産業、事業所規模別に所定の抽出率で無作為に抽出している。指定後は、原則として次の抽出替えまで継続して調査する。 なお、事業所の新設等を調査結果に反映させ、また、廃止事業所等の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行っている。	二段抽出の方法による。 1次抽出は、事業所・企業統計調査の調査区を数個ずつ統合して「毎勤第二種調査区」とし、ここから抽出した約10調査区を統計調査員が巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 2次抽出は、その名簿のうち常用労働者5～29人規模の事業所のなかから産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出している。
調査期間	調査期間は原則として3か年である。事業所の交替は、事業所・企業統計調査の最新の全数名簿を用いて抽出した事業所に一斉に交替(抽出替え)している。	調査期間は原則として18か月である。事業所の交替は、調査区を3組に分けて6か月ごとに3分の1ずつ交替する。

## 5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

調査事項	説 明
現金給与総額	所得税、社会保険料、組合費、貯金、購買代金等を差し引く前の給与総額（税込み）のことである。（実際の支払額（手取額）のことではない。） 現金給与総額＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」
きまって支給する給与	労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与額のことである。 （＝所定内給与＋超過労働給与）
所 定 内 給 与	きまって支給する給与のうち、超過労働給与額以外のものをいう。
超 過 労 働 給 与	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与額のことである。超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤手当、深夜手当等である。宿日直手当は、本来の職務外として行った場合は含めるが、守衛等、宿日直勤務が本来業務である労働者に支払われる場合は該当しない。
特別に支払われた給与	定期又は臨時に労働者の勤務成績、経営状態等に応じて支給され、その額があらかじめ定められていないもの、又はあらかじめ支給条件・算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヵ月を超える期間ごとに行われるものをいう。 夏季・年末賞与、ベースアップが行われた場合の差額追給分、6ヵ月ごとに支払われる通勤手当、寒冷地手当、一時的突発的に支払われた結婚手当などが該当する。
総 実 労 働 時 間	労働者が実際に労働した時間のことである。給与の算定の有無、理由の如何を問わず、当該事業所の事業活動に従事していない時間は含めない。休憩時間は除かれるが、運輸関係労働者等のいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」
所 定 内 労 働 時 間	事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。
所 定 外 労 働 時 間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
出 勤 日 数	労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。
常 用 労 働 者	次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。 ①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。 ②日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2ヵ月前にそれぞれ18日以上雇われている者。 [いわゆる正社員、正規従業員、パートタイム労働者（ごく短期間しか勤めな人を除く）] なお、重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者や、事業主の家族でも常時その事務所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。
一 般 労 働 者	常用労働者のうち、「パートタイム労働者」でない者のことをいう。
パートタイム労働者	常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことをいう。 ①1日の所定時間が一般の労働者より短い。 ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

## イ 集計表の比率等

### (ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

### (イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

### (ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

## 6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う事業所・企業統計調査に基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模 5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

## 7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

### (1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

### (2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

### (3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

## 8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、平成17年を基準（平成17年＝100）としている。

### (1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

#### ① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

#### ② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

### (2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

#### ① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

#### ② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成21年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

## 9 表章産業変更に伴う取扱い

毎月勤労統計調査における表章産業分類(日本標準産業大分類項目)の新旧対照

従来 (旧産業分類)	改定後 (新産業分類) 平成17年1月から改訂
D 鉱業	D 鉱業
E 建設業	E 建設業
F 製造業	F 製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	G 電気・ガス・熱供給・水道業
H 運輸・通信業	H 情報通信業
I 卸売・小売業・飲食店	I 運輸業
J 金融・保険業	J 卸売・小売業
K 不動産業	K 金融・保険業
L サービス業	L 不動産業
	M 飲食店・宿泊業
	N 医療,福祉
	O 教育,学習支援業
	P 複合サービス事業
	Q サービス業(他に分類されないもの)

旧産業大分類から新産業大分類への移動例

F製造業の「新聞業」、「出版業」はH情報通信業へ移動

H運輸・通信業の「電気通信業」はH情報通信業へ移動

〃 「郵便局」はP複合サービス事業へ移動

〃 「旅行業」はQサービス業(他に分類されないもの)へ移動

J金融・保険業の「証券業類似業(宝くじ売りさばき業、ゴルフ会員権買取販売業)」はQサービス業(他に分類されないもの)へ移動

Lサービス業の「駐車場業」はL不動産業へ移動

〃 「旅館、その他の宿泊業」はM飲食店・宿泊業へ移動

〃 「医療業」「保健衛生」「社会保険」「社会福祉」はN医療,福祉へ移動

〃 「小学校」「中学校」「高等学校」「高等教育機関」「個人教授所」はO教育,学習支援業へ移動

〃 「協同組合(他に分類されないもの)」はP複合サービス業へ移動

調査対象事業所が少ない産業の取扱い

- (1) 調査対象事業所が少なく公表が困難なため、D鉱業については掲載せず、調査産業計に含めて算定している。
- (2) 次の産業は、調査対象事業所が少ないため、それぞれ一括で算定している。

F製造業の中で、F一括1：13木材、14家具

F一括2：15パルプ・紙、17化学、18石油・石炭、19プラスチック、20ゴム、  
21なめしかわ、23鉄鋼、24非鉄金属、32その他の製造業

F一括3：30輸送用機器、31精密機器

Qサービス業の中で、Q一括1：80専門サービス業(他に分類されないもの)、81学術・開発研究機関

Q一括2：82洗濯・理容・美容・浴場業、83その他の生活関連サービス業、84娯楽業、  
91政治・経済・文化団体、92宗教、93その他のサービス業

Q一括3：85廃棄物処理業、86・87自動車整備業、機械等修理業、88物品賃貸業、  
89広告業、90その他の事業サービス業

## 10 利用上の注意

- (1) 毎月勤労統計調査では、平成17年1月調査分から、改訂後の日本標準産業分類(新産業分類)に基づき集計している。  
これに伴い、平成16年1月からの調査結果についても改訂後の日本標準産業分類で再集計を行った。  
したがって、平成16年12月までに公表した数値とは、実数比較はできない。  
なお、平成15年12月調査以前の調査結果と比較するには、注意を要する。
- (2) 前年増減率については、抽出替えによるギャップ修正済指数又は実数を用いて計算しているため、実数比較に相違する場合がある。
- (3) 調査産業計及び製造業の指数については、新旧産業分類の集計結果のずれをなくすように、接続を図っている。
- (4) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (5) 統計表に用いる符号  
「0」、「0.0」………単位未満  
「-」………該当数値なし  
「…」………不詳または比較数値なし  
「×」………調査事業所が少ないため、掲載しない  
「△」………負数または減少
- (6) 旧産業との接続の可否については次表のとおりです。

表章産業接続表

新産業		旧産業との
分類番号	名 称	接続の可否
TL	調査産業計	△
E	建設業	◎
F	製造業	△
G	電気・ガス・熱供給・水道業	◎
H	情報通信業	×
I	運輸業	×
J	卸売・小売業	×
K	金融・保険業	×
L	不動産業	×
M	飲食店、宿泊業	×
N	医療、福祉	×
O	教育、学習支援	×
P	複合サービス事業	×
Q	サービス業(他に分類されないもの)	×
F09,10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	×
F11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	◎
F12	衣服・その他の繊維製品製造業	◎
F13	木材・木製品製造業(家具を除く)	◎
F14	家具・装飾品製造業	◎
F15	パルプ・紙・紙加工品製造業	◎
F16	印刷・同関連業	×
F17	化学工業	◎
F19	プラスチック製品製造業	◎
F22	窯業・土石製品製造業	◎
F23	鉄鋼業	◎
F24	非鉄金属製造業	◎
F25	金属製品製造業	◎
F26	一般機械器具製造業	×
F27	電気機械器具製造業	×
F28	情報通信機械器具製造業	×
F29	電子部品・デバイス製造業	×
F30	輸送用機械器具製造業	◎
F31	精密機械器具製造業	◎
F32	その他の製造業	×
FS-1	F一括分(製造業のうち、上記産業中表章されない産業の計)	×
J-1	卸売業	×
J-2	小売業	×
Q80	専門サービス業(他に分類されないもの)	×
Q81	学術・開発研究機関	◎
Q84	娯楽業	×
Q86,87	自動車整備業、機械等修理業	×
QS-1	Q一括分(サービス業(Q)のうち、上記産業以外の産業の計)	×



## 新産業分類に基づく集計結果等の取扱い

区分	平成11年12月分以前	平成12年1月分～平成12年12月分	平成13年1月分～平成16年12月分	平成17年1月分以降
「◎」印 平成11年以前と接続する産業	旧産業集計による実数・指数・前年比	実数 旧産業集計による実数  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 旧産業集計による前年比	実数 旧産業集計による実数  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 再集計結果の指数により算出	実数 集計結果  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 指数により算出
「△」印 産業の範囲としては厳密には接続しないが接続処理を行なう産業	旧産業集計による実数・指数・前年比	実数 旧産業集計による実数  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 旧産業集計による前年比	実数 旧産業集計による実数  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 再集計結果の指数により算出	実数 集計結果  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 指数により算出
「×」印 平成11年以前とは接続する産業がない産業	なし	実数 再集計結果  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 なし	実数 再集計結果  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 再集計結果の指数により算出	実数 再集計結果  指数 再集計結果の12年平均を基準数値として指数化  前年比 指数により算出

- \* 「パートタイム労働者比率」「入職率」「離職率」は再集計結果をもとに算出していますので実数をもとに計算した値と必ずしも一致しません。
- \* 指数を作成する際には、平成14年1月分及び平成16年1月分に行った事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正しています。

## 調査結果の概要（規模 5 人以上）

### 1 概況

本県における平成 20 年平均の常用労働者（パートタイム労働者含む）の賃金、労働時間、雇用の状況は、次のとおりである。

賃金では、一人平均月間現金給与総額は 310,994 円となり、前年比で 3.1%の減少となった。

労働時間では、一人平均月間総実労働時間は 153.5 時間となり、前年比で 0.2%の減少となった。

内訳を見ると、所定内労働時間が 143.8 時間、前年比 0.4%減、所定外労働時間が 9.7 時間、前年比 3.4%増となった。

雇用では、推計常用労働者数は 418,595 人となり、前年比で 2.0%の増加となった。

### 2 賃金の動き

平成 20 年における常用労働者一人平均の月間現金給与総額は、310,994 円となり、前年比 3.1%減（規模 30 人以上は 349,288 円、前年比 4.2%減）となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、258,248 円となり、前年比 1.7%減（30 人以上は 284,997 円、前年比 3.5%減）となった。

また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると 52,746 円、前年比 9.9%減（30 人以上は 64,291 円、前年比 7.4%減）となった。（表 1）

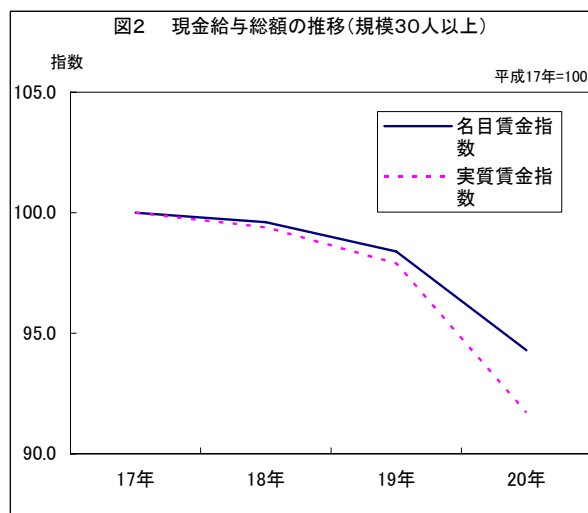
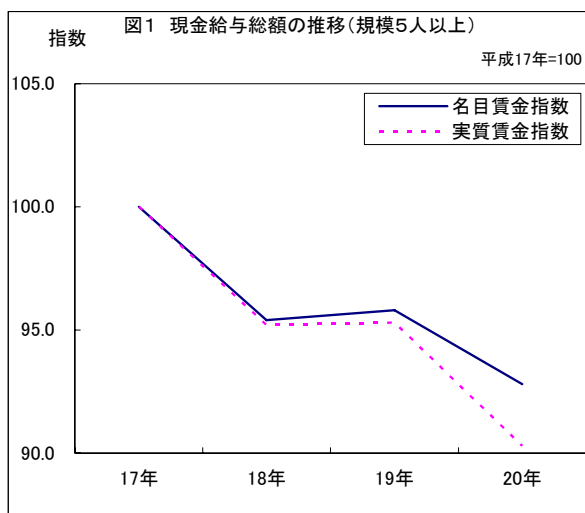
現金給与総額を物価変動（金沢市消費者物価指数が前年比 2.3%増）を差し引いた実質でみると、前年比 5.2%減（30 人以上は前年比 6.3%減）となった。（図 1、2）

表 1 産業別現金給与額（規模 5 人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	平成 19 年	平成 20 年	前年比	平成 19 年	平成 20 年	前年比	平成 19 年	平成 20 年	前年比
	円	円	(%)	円	円	(%)	円	円	(%)
調査産業計	314,597	310,994	△ 3.1	257,182	258,248	△ 1.7	57,415	52,746	△ 9.9
建設業	350,937	351,326	0.7	297,169	301,938	2.1	53,768	49,388	△ 7.0
製造業	314,797	322,303	3.3	261,308	264,621	2.2	53,489	57,682	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	612,646	581,472	△ 7.9	469,947	450,427	△ 7.3	142,699	131,045	△ 9.9
情報通信業	451,815	474,240	3.7	351,644	356,312	0.0	100,171	117,928	16.8
運輸業	304,478	283,285	△ 13.5	276,618	258,613	△ 13.1	27,860	24,672	△ 18.8
卸売・小売業	268,786	246,339	△ 11.0	216,616	213,452	△ 4.4	52,170	32,887	△ 38.7
金融・保険業	443,794	449,703	△ 2.4	342,211	361,454	2.1	101,583	88,249	△ 17.2
不動産業	340,406	305,294	△ 22.6	258,926	263,198	△ 11.8	81,480	42,096	△ 56.9
飲食店、宿泊業	163,517	167,676	0.5	147,716	157,480	4.5	15,801	10,196	△ 37.5
医療、福祉	359,733	349,225	△ 2.8	288,796	281,033	△ 2.5	70,937	68,192	△ 4.0
教育、学習支援業	396,030	391,509	△ 6.1	302,413	304,077	△ 4.6	93,617	87,432	△ 10.8
複合サービス事業	387,681	388,321	0.1	294,683	309,701	4.7	92,998	78,620	△ 14.9
サービス業	297,804	316,855	3.4	243,713	255,656	1.6	54,091	61,199	11.8

（注） 調査産業計には、鉱業を含む。

前年比は抽出替えによるギャップ修正済指数又は実数により算出したので実数比較に相違する。



次に、現金給与総額を産業別にみると、①電気・ガス・熱供給・水道業が 581,472 円と最も高く、以下、②情報通信業、③金融・保険業、④教育、学習支援業、⑤複合サービス事業、⑥建設業⑦医療、福祉⑧製造業の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、男 387,445 円に対し、女 207,813 円と男女間の賃金格差は男 100 に対して女 53.6 となり、昨年の 54.6 に比べやや拡大した。(表 2)

表 2 産業別男女別現金給与額 (規模 5 人以上)

産業分類	現金給与総額				きまって支給する給与			
	男	女	男女間賃金格差(男=100)	男女間賃金格差(男=100)	男	女	男女間賃金格差(男=100)	
	円	円	円	円	円	円	円	
調査産業計	310,994	387,445	207,813	53.6	258,248	319,805	175,170	54.8
建設業	351,326	372,374	228,379	61.3	301,938	319,919	196,905	61.5
製造業	322,303	395,075	193,005	48.9	264,621	320,840	164,734	51.3
電気・ガス・熱供給・水道業	581,472	598,990	288,760	48.2	450,427	464,229	219,803	47.3
情報通信業	474,240	548,531	313,282	57.1	356,312	410,970	237,891	57.9
運輸業	283,285	303,092	156,675	51.7	258,613	276,303	145,534	52.7
卸売・小売業	246,339	334,511	137,591	41.1	213,452	285,149	125,023	43.8
金融・保険業	449,703	587,870	284,787	48.4	361,454	465,361	237,431	51.0
不動産業	305,294	377,325	213,908	56.7	263,198	316,733	195,279	61.7
飲食店、宿泊業	167,676	240,129	120,753	50.3	157,480	224,886	113,826	50.6
医療、福祉	349,225	513,608	310,728	60.5	281,033	421,135	248,223	58.9
教育、学習支援業	391,509	461,696	280,402	60.7	304,077	355,818	222,172	62.4
複合サービス業	388,321	429,770	276,816	64.4	309,701	343,499	218,779	63.7
サービス業	316,855	412,554	192,771	46.7	255,656	326,415	163,910	50.2

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

### 3 労働時間の動き

平成20年の調査産業計の常用労働者一人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で153.5時間、前年比0.2%減（規模30人以上では157.9時間、前年比1.7%減）となった。

月間の労働時間を年換算すると、総実労働時間は1,842時間、前年比13時間増（規模30人以上では1,895時間、前年比11時間減）となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は143.8時間、前年比0.4%減（規模30人以上では146.1時間、前年比1.6%減）となった。また、所定外労働時間は9.7時間、前年比3.4%増（規模30人以上では11.8時間、前年比2.2%減）となった。

なお、製造業の所定外労働時間は14.3時間、前年比7.8%減（規模30人以上では16.9時間、前年比6.4%減）となった。

出勤日数は20.0日、前年差なし（規模30人以上では20.0日、前年差0.1日減）となった。

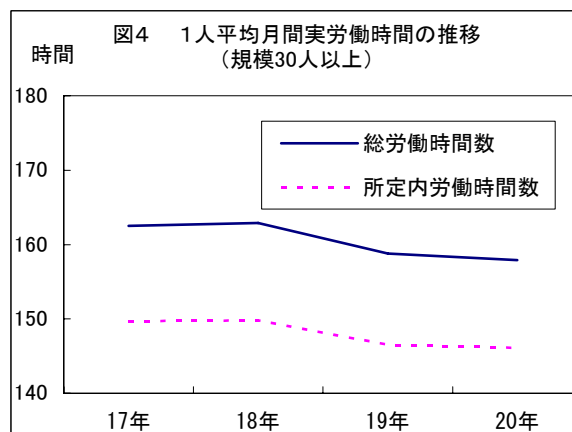
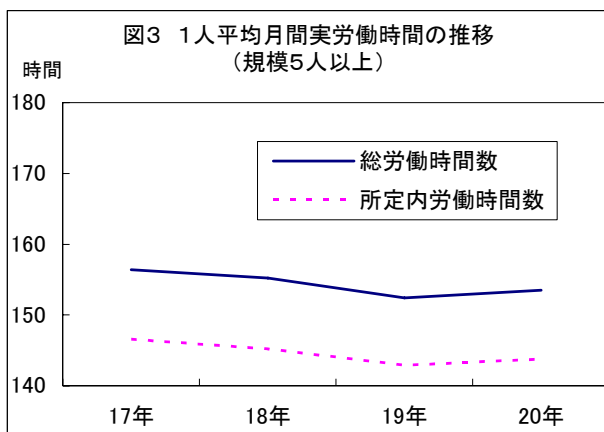
（表3、図3、4）

表3 産業別出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

産業分類	出勤日数			総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	平成19年	平成20年	前年差	平成19年	平成20年	前年比	平成19年	平成20年	前年比	平成19年	平成20年	前年比
	日	日	日	時	時	%	時	時	%	時	時	%
調査産業計	20.0	20.0	0.0	152.4	153.5	△ 0.2	142.9	143.8	△ 0.4	9.5	9.7	3.4
建設業	21.0	21.2	0.2	170.1	171.2	1.3	162.7	163.9	1.3	7.4	7.3	0.8
製造業	20.0	19.9	△ 0.1	165.4	163.4	△ 1.7	149.7	149.1	△ 1.0	15.7	14.3	△ 7.8
電気・ガス・熱供給・水道業	18.9	18.8	△ 0.1	168.1	165.1	△ 2.4	145.3	146.2	0.5	22.8	18.9	△ 22.6
情報通信業	19.2	19.1	△ 0.1	164.6	161.1	△ 0.2	145.7	145.3	1.7	18.9	15.8	△ 14.5
運輸業	21.1	22.1	1.0	176.1	186.0	3.9	158.5	163.0	1.2	17.6	23.0	28.2
卸売・小売業	20.5	20.5	0.0	139.4	138.0	△ 0.5	134.4	132.0	△ 1.4	5.0	6.0	24.6
金融・保険業	19.6	19.7	0.1	152.8	155.2	0.7	140.4	145.5	2.9	12.4	9.7	△ 22.7
不動産業	22.2	22.0	△ 0.2	176.4	165.3	△ 16.3	168.2	159.0	△ 15.6	8.2	6.3	△ 32.4
飲食店、宿泊業	17.9	17.8	△ 0.1	114.1	127.6	13.4	111.4	124.1	13.0	2.7	3.5	42.2
医療、福祉	20.5	20.5	0.0	156.6	156.5	△ 0.2	148.9	149.9	0.4	7.7	6.6	△ 12.3
教育、学習支援業	17.9	18.0	0.1	136.4	137.1	△ 6.8	130.2	130.8	△ 6.1	6.2	6.3	△ 40.6
複合サービス事業	20.3	19.9	△ 0.4	153.8	155.2	0.0	147.0	149.9	0.9	6.8	5.3	△ 18.5
サービス業	20.0	19.8	△ 0.2	152.8	155.7	0.2	145.3	145.7	△ 2.1	7.5	10.0	44.4

（注）調査産業計には鉱業を含む。

前年比は抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので実数比較と相違する。



#### 4 雇用の動き

平成20年の調査産業計の推計常用労働者数は、規模5人以上では418,595人、前年比2.0%増（規模30人以上では、230,866人、前年比3.8%増）となった。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（16.6%増）、飲食店、宿泊業（7.3%増）、医療、福祉（6.5%増）などが増加し、逆に、不動産業（10.4%減）、建設業（7.1%減）、金融・保険業（6.7%減）などが減少した。（表4、図5）

また、労働異動率（入職率、離職率）は平成20年平均で入職率2.03、離職率1.97となった。

（図6）

表4 産業別推計常用労働者数及び雇用指数（規模5人以上）

産業分類	推計常用労働者数			雇用指数 (平成17年=100)	
	平成19年 人	平成20年 人	前年比 %	平成19年	平成20年
調査産業計	414,781	418,595	2.0	105.7	107.8
建設業	30,844	29,257	△7.1	94.0	87.4
製造業	88,924	90,461	4.7	115.1	120.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1,914	2,220	16.6	104.2	121.5
情報通信業	12,579	12,589	△0.9	93.3	92.5
運輸業	25,010	25,563	2.8	110.0	113.1
卸売・小売業	90,663	90,286	△2.7	99.5	96.9
金融・保険業	14,220	13,870	△6.7	90.1	84.0
不動産業	2,199	2,024	△10.4	115.3	103.3
飲食店、宿泊業	30,873	33,012	7.3	101.7	109.2
医療、福祉	42,949	44,011	6.5	108.3	115.3
教育、学習支援業	25,167	25,625	2.9	107.0	110.2
複合サービス事業	6,582	6,471	0.5	110.6	111.2
サービス業	42,815	42,990	4.7	112.1	117.4

（注）前年比は、抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので実数比較と相違する。

